

令和4年度 第6回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和5年3月15日

と ころ：KKRニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度最低賃金改正等の推進について
- (2) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (3) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (4) その他

3 閉 会

第6回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和5年3月15日(水)

午前11:00~

場所: ニュー芙蓉 アメジストの間

伊藤委員
今井委員
反田委員
岡松委員
石垣委員

公益委員

小林委員
櫻井委員
佐々木委員
白倉委員
田草川委員

労側委員

一之瀬委員
川島委員
長谷川委員
山岸委員
依田委員

使側委員

事務局

賃金室長
労働局長
基準部長
室長補佐

出入口

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第1回運営小委員会・第6回本審議会)

令和5年3月15日

令和4年度 第1回運営小委員会・第6回本審議会（3/15）

配付資料目次

1	令和5年度最低賃金改正等の推進について（案）	1
2	山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2023年2月24日付け）写し	5
3	山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2023年2月24日付け）写し	7
4	最低賃金の引き上げと全国一律最賃の確立を求める要請（2023年2月27日付け）写し	9
5	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移	11
6	令和4年度山梨地方最低賃金審議会・専門部会等開催状況	13
7	令和4年度地域別最低賃金の改定状況（全国）	15
8	電気機械器具等製造業最低賃金改定状況（令和4年度）	17
9	輸送用機械器具等製造業最低賃金改定状況（令和4年度）	19
10	山梨地方最低賃金審議会運営規程	21
11	山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	25

令和5年度 最低賃金改正等の推進について（案）

令和5年3月15日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2023年2月24日

山梨労働局
局長 生方 勝 様

電機連 協議会
議

山梨県電気機械器具等製造業等における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2022年度における特定（産業別）最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2023年度につきましても、下記のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行いたく、その意向を表明するものであります。

記

1. 申し出者 電機連合山梨地方協議会 議長
2. 件名 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の理由 (1) 適正な法定最低賃金を決定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金・労働条件の改善
(2) 公正競争の確保による産業の健全な発展
(3) 県内における主要産業の一つとしての社会的な責任の遂行
4. 申し出の時期 2023年7月末日まで



以上

2023年2月24日

山梨労働局
局長 生方 勝 様

基幹労連山梨県センター

委員長

自動車総連山梨地方協議会

議長

電機連合山梨地方協議会

議長

JAM甲信山梨県連絡会

会長

「山梨県自動車・同附属品製造業」における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2022年度における特定最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございました。

さて、2023年度につきましても、下記のとおり山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行ないたく、その意向を表明するものであります。

記

- | | | |
|-----------|---|-----------------------|
| 1. 申し出者 | 基幹労連山梨県センター
自動車総連山梨地方協議会
電機連合山梨地方協議会
JAM甲信山梨県連絡会 | 委員長
議長
議長
会長 |
| 2. 件名 | 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 | |
| 3. 申し出の理由 | 適正な法定最低賃金を設定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金、労働条件の改善。 | |
| 4. 申し出の時期 | 2023年7末日まで | |



以上

山梨労働局
局長 生方 勝 様
山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 様

山梨県労働組合
議長 [REDACTED]
甲府市德行 4-

最低賃金の引き上げと全国一律最賃の確立を求める要請

貴職におかれましては、最低賃金の引き上げで、県内労働者の暮らし改善のために日々ご尽力いただいていることに感謝を申し上げるとともに敬意を表します。

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、県民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1072円、山梨県では898円、最も低い県では853円に過ぎません。毎日8時間働いても年収150万～190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、山梨県と東京都では、同じ仕事でも時給で174円もの格差があります。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。また、最低賃金の地域間格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地方経済はますます疲弊しています。地域経済を活性化させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差をなくしていくことが必要です。全労連が調査した最低生計費試算では、全国どこでも月額24万円（時給1,500円程度）以上必要で、地域間で大きな差がないことが明らかになりました。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを強く要望します。2023年の最低賃金改定にあたり以下の項目につきまして、貴職のご尽力及び上部機関への働きかけをお願いします。

記

1. 山梨県の最低賃金を「時間額1500円以上」に引き上げること。
2. 審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。
3. 山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること。
4. 全国一律最低賃金制度を実現するよう、国に働きかけること。
5. 最低賃金の引き上げを保障するため、中小・零細企業への支援策を充実するよう、国に働きかけること。



以上

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

産業	項目	年度														令和4年	
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
1	山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	金額(円)	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898
		引上額(円)	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32
		引上率(%)	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70
2	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	金額(円)	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959
		引上額(円)	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25
		引上率(%)	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68
3	自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	金額(円)	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961
		引上額(円)	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23
		引上率(%)	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45

※ 2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和4年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況

会議名称等	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低賃金審議会	7月5日 ○会長及び会長代理の選出 ○運営小委員会の委員の指名 ○山梨県最低賃金の改正決定の諮問 ○山梨県最低賃金専門部会の設置 ○特定最低賃金検討委員会委員の選出 ○今後の審議日程について	8月5日 ○令和4年度目安について(伝達) ○賃金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の諮問 ○今後の審議日程について	8月23日 ○山梨県最低賃金の改正決定の答申 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の答申 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の諮問 ○特定最低賃金(電気、自動車)専門部会の設置 ○特定最低賃金専門部会専決の決議 ○今後の審議日程について	9月8日 ○審議会の意見(県最賃答申)に関する異議申出について(諮問・答申)	10月31日 ○特定最低賃金(電気、自動車)専門部会審議経過の報告 ○特定最低賃金(電気)改正決定の答申	3月15日開催予定 ○令和5年度最低賃金改正等の推進について ○特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
山梨県最低賃金専門部会	7月22日 ○部長、部長代理選出 ○山梨県最低賃金改正の審議日程について ○最低賃金等の状況等について(資料説明) ○労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について	8月5日 ○山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について(資料説明) ○各側の基本的見解	8月9日 ○改正審議	8月12日 ○改正審議(結審) ※多数決		
特定最低賃金検討委員会	8月22日 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正の必要性の審議					
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	9月28日 (合同専門部会) ○部長、部長代理選出 ○特定最低賃金改正の審議日程について ○特定最低賃金の状況等について(資料説明) ○各側の基本的見解	10月14日 ○改正審議	10月28日 ○改正審議(結審) ※多数決			
自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会		10月6日 ○改正審議	10月26日 ○改正審議(結審) ※全会一致 ○特定最低賃金(自動車)の改正決定の答申			
運営小委員会	3月15日開催予定 ○令和5年度最低賃金改正等の推進について					

令和4年度 地域別最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上率
A	東京	2022年10月1日	1072	31	100.0	2.98%
A	神奈川	2022年10月1日	1071	31	99.9	2.98%
A	大阪	2022年10月1日	1023	31	95.3	3.13%
A	愛知	2022年10月1日	986	31	91.7	3.25%
A	埼玉	2022年10月1日	987	31	91.8	3.24%
A	千葉	2022年10月1日	984	31	91.5	3.25%
B	京都	2022年10月9日	968	31	90.0	3.31%
B	兵庫	2022年10月1日	960	32	89.1	3.45%
B	静岡	2022年10月5日	944	31	87.7	3.40%
B	滋賀	2022年10月6日	927	31	86.1	3.46%
B	茨城	2022年10月1日	911	32	84.4	3.64%
B	栃木	2022年10月1日	913	31	84.7	3.51%
B	広島	2022年10月1日	930	31	86.4	3.45%
B	長野	2022年10月1日	908	31	84.2	3.53%
B	富山	2022年10月1日	908	31	84.2	3.53%
B	三重	2022年10月1日	933	31	86.6	3.44%
B	山梨	2022年10月20日	898	32	83.2	3.70%
C	群馬	2022年10月8日	895	30	83.1	3.47%
C	岡山	2022年10月1日	892	30	82.8	3.48%
C	石川	2022年10月8日	891	30	82.7	3.48%
C	香川	2022年10月1日	878	30	81.5	3.54%
C	奈良	2022年10月1日	896	30	83.2	3.46%
C	宮城	2022年10月1日	883	30	81.9	3.52%
C	福岡	2022年10月8日	900	30	83.6	3.45%
C	山口	2022年10月13日	888	31	82.3	3.62%
C	岐阜	2022年10月1日	910	30	84.5	3.41%
C	福井	2022年10月2日	888	30	82.4	3.50%
C	和歌山	2022年10月1日	889	30	82.5	3.49%
C	北海道	2022年10月2日	920	31	85.4	3.49%
C	新潟	2022年10月1日	890	31	82.5	3.61%
C	徳島	2022年10月6日	855	31	79.2	3.76%
D	福島	2022年10月6日	858	30	79.5	3.62%
D	大分	2022年10月5日	854	32	79.0	3.89%
D	山形	2022年10月6日	854	32	79.0	3.89%
D	愛媛	2022年10月5日	853	32	78.9	3.90%
D	島根	2022年10月5日	857	33	79.2	4.00%
D	鳥取	2022年10月6日	854	33	78.9	4.02%
D	熊本	2022年10月1日	853	32	78.9	3.90%
D	長崎	2022年10月8日	853	32	78.9	3.90%
D	高知	2022年10月9日	853	33	78.8	4.02%
D	岩手	2022年10月20日	854	33	78.9	4.02%
D	鹿児島	2022年10月6日	853	32	78.9	3.90%
D	佐賀	2022年10月2日	853	32	78.9	3.90%
D	青森	2022年10月5日	853	31	79.0	3.77%
D	秋田	2022年10月1日	853	31	79.0	3.77%
D	宮崎	2022年10月6日	853	32	78.9	3.90%
D	沖縄	2022年10月6日	853	33	78.8	4.02%
全国加重平均		-	961	31	-	3.33%

電気機械器具等製造業最低賃金改定状況(令和4年度)

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R04)				電気機械器具等製造業最低賃金(R04)							
		時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)B	引上率(%)	R3金額(円)	改定額(円)	格差(埼玉=100)	引上額(円)A	引上率(%)	効力発生日	地賃の引上額との差A-B	R3の引上額
A	東京	1072	100.0	31	2.98	-	-						-
A	神奈川	1071	99.9	31	2.98	-	-						-
A	大阪	1023	95.4	31	3.13	994	改正の必要性なし						+28
A	愛知	986	92.0	31	3.25	-	-						-
A	埼玉	987	92.1	31	3.24	981	1013	100.0	+32	3.3	R4/12/01	+1	+27
A	千葉	984	91.8	31	3.25	981	1013	100.0	+32	3.3	R4/12/25	+1	+27
B	京都	968	90.3	31	3.31	957	986	97.3	+29	3.0	R5/01/27	-2	+21
B	兵庫	960	89.6	32	3.45	930	961	94.9	+31	3.3	R4/12/01	-1	+28
B	静岡	944	88.1	31	3.40	939	964	95.2	+25	2.7	R4/12/21	-6	+19
B	滋賀	927	86.5	31	3.46	939	965	95.3	+26	2.8	R4/12/31	-5	+22
B	茨城	911	85.0	32	3.64	932	961	94.9	+29	3.1	R4/12/31	-3	+28
B	栃木	913	85.2	31	3.51	940	971	95.9	+31	3.3	R4/12/31	±0	+27
B	広島	930	86.8	31	3.45	924	953	94.1	+29	3.1	R4/12/31	-2	+27
B	長野	908	84.7	31	3.53	916	945	93.3	+29	3.2	R4/12/14	-2	+22
B	富山	908	84.7	31	3.53	879	910	89.8	+31	3.5	R4/12/22	±0	+28
B	三重	933	87.0	31	3.44	927	952	94.0	+25	2.7	R4/12/21	-6	+21
B	山梨	898	83.8	32	3.70	934	959	94.7	+25	2.7	R4/12/30	-7	+20
C	群馬	895	83.5	30	3.47	935	965	95.3	+30	3.2	R4/12/29	±0	+25
C	岡山	892	83.2	30	3.48	904	932	92.0	+28	3.1	R4/12/30	-2	+26
C	石川	891	83.1	30	3.48	896	923	91.1	+27	3.0	R4/12/31	-3	+26
C	香川	878	81.9	30	3.54	913	942	93.0	+29	3.2	R4/12/15	-1	+27
C	奈良	896	83.6	30	3.46	891	改正の必要性なし						+8
C	宮城	883	82.4	30	3.52	890	919	90.7	+29	3.3	R4/12/15	-1	+26
C	福岡	900	84.0	30	3.45	947	977	96.5	+30	3.2	R4/12/10	±0	+20
C	山口	888	82.8	31	3.62	921	948	93.6	+27	2.9	R4/12/15	-4	+28
C	岐阜	910	84.9	30	3.41	907	929	91.7	+22	2.4	R4/12/21	-8	+20
C	福井	888	82.8	30	3.50	-	-						-
C	和歌山	889	82.9	30	3.49	-	-						-
C	北海道	920	85.8	31	3.49	924	955	94.3	+31	3.4	R4/12/01	±0	+29
C	新潟	890	83.0	31	3.61	936	965	95.3	+29	3.1	R4/12/28	-2	+26
C	徳島	855	79.8	31	3.76	911	942	93.0	+31	3.4	R4/12/21	±0	+23
D	福島	858	80.0	30	3.62	856	880	86.9	+24	2.8	R4/12/30	-6	+22
D	大分	854	79.7	32	3.89	864	896	88.5	+32	3.7	R4/12/25	±0	+21
D	山形	854	79.7	32	3.89	872	903	89.1	+31	3.6	R4/12/25	-1	+26
D	愛媛	853	79.6	32	3.90	921	947	93.5	+26	2.8	R4/12/25	-6	+26
D	島根	857	79.9	33	4.00	853	882	87.1	+29	3.4	R4/12/18	-4	+28
D	鳥取	854	79.7	33	4.02	825	859	84.8	+34	4.1	R4/12/17	+1	+16
D	熊本	853	79.6	32	3.90	863	896	88.5	+33	3.8	R4/12/15	+1	+27
D	長崎	853	79.6	32	3.90	864	改正の必要性なし						+27
D	高知	853	79.6	33	4.02	-	-						-
D	岩手	854	79.7	33	4.02	847	877	86.6	+30	3.5	R4/12/31	-3	+27
D	鹿児島	853	79.6	32	3.90	842	改正の必要性なし						+27
D	佐賀	853	79.6	32	3.90	867	900	88.9	+33	3.8	R4/12/24	+1	+28
D	青森	853	79.6	31	3.77	859	888	87.7	+29	3.4	R4/12/21	-2	+26
D	秋田	853	79.6	31	3.77	861	891	88.0	+30	3.5	R4/12/25	-1	+25
D	宮崎	853	79.6	32	3.90	831	改正の必要性なし						+28
D	沖縄	853	79.6	33	4.02	-	-						-

※格差について、例年大阪との比較を行ってきたが、令和4年度については大阪では改正の必要性なしとされたため「埼玉」と行った。

輸送用機械器具等製造業最低賃金改定状況(令和4年度)

自動車	ランク	都道府県	地域別最低賃金(R04)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R04)							
			時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)(B)	引上率(%)	R3金額(円)	改定額(円)	格差(兵庫=100)	引上額(円)(A)	引上率(%)	効力発生日	地賃の引上額との差(A-B)	R3の引上額
	A	東京	1,072	100.0	31	2.98	-	-	-	-	-	-	-	-
	A	神奈川	1,071	99.9	31	2.98	-	-	-	-	-	-	-	-
自	A	大阪	1,023	95.4	31	3.13	998	改正の必要なし						+28
	A	愛知	986	92.0	31	3.25	976	997	96.4	+21	2.2	R4/12/16	-10	+19
	A	埼玉	987	92.1	31	3.24	990	1,013	98.0	+23	2.3	R4/12/01	-8	+24
	A	千葉	984	91.8	31	3.25	-	-	-	-	-	-	-	-
	B	京都	968	90.3	31	3.31	968	993	96.0	+25	2.6	R5/01/27	-6	+21
	B	兵庫	960	89.6	32	3.45	1,002	1,034	100.0	+32	3.2	R4/12/01	±0	+24
	B	静岡	944	88.1	31	3.40	970	995	96.2	+25	2.6	R4/12/21	-6	+19
	B	滋賀	927	86.5	31	3.46	957	981	94.9	+24	2.5	R4/12/31	-7	+21
	B	茨城	911	85.0	32	3.64	-	-	-	-	-	-	-	-
自	B	栃木	913	85.2	31	3.51	947	978	94.6	+31	3.3	R4/12/31	±0	+27
自	B	広島	930	86.8	31	3.45	938	964	93.2	+26	2.8	R4/12/31	-5	+23
	B	長野	908	84.7	31	3.53	927	956	92.5	+29	3.1	R4/12/16	-2	+22
	B	富山	908	84.7	31	3.53	934	960	92.8	+26	2.8	R4/12/25	-5	+22
	B	三重	933	87.0	31	3.44	962	987	95.5	+25	2.6	R4/12/21	-6	+20
自	B	山梨	898	83.8	32	3.70	938	961	92.9	+23	2.5	R4/12/25	-9	+19
	C	群馬	895	83.5	30	3.47	935	965	93.3	+30	3.2	R4/12/29	±0	+25
自	C	岡山	892	83.2	30	3.48	936	956	92.5	+20	2.1	R4/12/10	-10	+15
	C	石川	891	83.1	30	3.48	946	971	93.9	+25	2.6	R4/12/31	-5	+24
	C	香川	878	81.9	30	3.54	980	1,003	97.0%	+23	2.4	R4/12/30	-7	+24
	C	奈良	896	83.6	30	3.46	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	宮城	883	82.4	30	3.52	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	福岡	900	84.0	30	3.45	957	987	95.5	+30	3.1	R4/12/10	±0	+13
	C	山口	888	82.8	31	3.62	965	985	95.3	+20	2.1	R4/12/15	-11	+28
自	C	岐阜	910	84.9	30	3.41	951	972	94.0	+21	2.2	R4/12/21	-9	+19
	C	福井	888	82.8	30	3.50	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	和歌山	889	82.9	30	3.49	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	北海道	920	85.8	31	3.49	917	948	91.7	+31	3.4	R4/12/02	±0	+28
	C	新潟	890	83.0	31	3.61	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	徳島	855	79.8	31	3.76	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	福島	858	80.0	30	3.62	890	916	88.6	+26	2.9	R4/12/24	-4	+20
	D	大分	854	79.7	32	3.89	894	916	88.6	+22	2.5	R4/12/25	-10	+12
自	D	山形	854	79.7	32	3.89	888	919	88.9	+31	3.5	R4/12/25	-1	+27
	D	愛媛	853	79.6	32	3.90	962	985	95.3	+23	2.4	R4/12/25	-9	+24
自	D	島根	857	79.9	33	4.00	919	951	92.0	+32	3.5	R4/12/28	-1	+32
	D	鳥取	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	熊本	853	79.6	32	3.90	902	931	90.0	+29	3.2	R4/12/15	-3	+14
	D	長崎	853	79.6	32	3.90	875	改正の必要性なし						±0
	D	高知	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	岩手	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	鹿児島	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	佐賀	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	青森	853	79.6	31	3.77	-	-	-	-	-	-	-	-
自	D	秋田	853	79.6	31	3.77	907	938	90.7	+31	3.4	R4/12/25	±0	+30
	D	宮崎	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	沖縄	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-	-	-	-

山梨地方最低賃金審議会運営規程

昭和52年4月22日

改正 平成 8年5月10日

改正 平成10年3月23日

改正 平成12年3月23日

改正 平成13年8月 3日

改正 平成14年5月10日

改正 令和 3年7月 1日

改正 令和 4年3月 8日

(規程の目的)

第1条 この規程は、山梨地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山梨労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の各委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により山梨労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山梨労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の出欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、WEB会議システム等（映像と音声の

送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。) を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 WEB会議システム等を利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員二人がその内容を確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録の一部又は全部を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申及び決議書の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は決議書をその都度山梨労働局長に送付するものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附 則)

1 この規程は、最低賃金審議会令第8条の規定により定め、平成8年5月10日から施行する。

2 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成13年8月3日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成14年5月10日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和4年3月8日より施行する。

山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

昭和55年5月23日

改正 平成 5年3月22日

改正 平成13年8月 3日

改正 令和 4年7月 5日

第1条 本会は、山梨地方最低賃金審議会運営小委員会（以下、「小委員会」という。）という。

第2条 小委員会は、山梨地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）に係る運営等全般にわたり、効率的な審議を図るため協議することを目的とする。

第3条 小委員会の委員は、公益代表、労働者代表及び使用者代表の各側委員2名ずつ合計6名とし、審議会の委員のなかから各側委員の互選によって選出された委員より、会長が指名する。

第4条 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理をおく。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

第5条 小委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

第6条 小委員会の会議は、全委員の出席により開催する。やむを得ない場合であっても、各側委員が少なくとも1名出席しなければ会議を開催することができないこととする。

2 小委員会の委員は、委員長が必要であると認めるときは、WEB会議システム等（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

3 前項における会議への出席は、第1項の出席に含めるものとする。

第7条 小委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち1名は当初指名された小委員会の委員でなければならない。

第8条 委員長は、必要と認めたときは、本小委員会の委員以外の委員の出席を求めることができる。

第9条 小委員会における協議の結果は、委員長が審議会に報告する。

第10条 小委員会に関するその他の運営は、最低賃金専門部会の運営に準ずるものとする。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決により行う。

付則 この規程は、最低賃金審議会令第8条の規程により定め、平成5年3月22日から施行する。

附則 この規程は、平成13年8月3日より施行する。

附則 この規程は、令和4年7月5日より施行する。